

「井伊直虎ゆかりの地 浜松」マスコットキャラクター(愛称とイラスト画) 募集要項

応募期間

2016年3月16日(水) → 5月9日(月) (必着)

応募資格

- どなたでもご応募いただけます。(プロ、アマチュア、年齢、性別、国籍は問いません)
※ただし、主催者の関係者(浜松市職員)および「マスコットキャラクター募集」関係者は入賞の対象外となります。
- 応募規約に同意いただける方。
- 日本在住の方で、日本語で連絡を取ることができる方。
- 中学生以下の方は保護者・責任者の同意が必要です。保護者・責任者からの同意書をご提出いただくこともございますのでご了承ください。

テーマ

- 「井伊直虎ゆかりの地 浜松」をPRするキャラクターであり、広く愛されるもの。

応募基準

- テーマにふさわしいキャラクターであること。
- キャラクターに愛称をつけること。
- 浜松市マスコットキャラクター「出世大名家康くん」とともに活動することを念頭に置いたキャラクターであること。
- 着ぐるみやキャラクターグッズなどに展開しやすいデザインであること。
- 自作かつ未使用作品であること。
- 応募方法①～③が満たされていること。

応募方法

応募必要事項記入票(チラシまたは浜松市公式Webサイトよりダウンロード)をご記入いただき、作品(愛称とイラスト画)を郵送もしくは持ち込みにてご応募ください。

- 応募は、「マスコットキャラクター募集」事務局(以下「本事務局」といいます)宛に応募用紙または任意のA4用紙で、郵送もしくは持ち込みにてお申し込みください。
- A4用紙に18cmの正方形の枠を書いて枠内にはっきりと見やすくデザインすること。
※縦長使用 ※カラーのみ(モノクロは不可)
※正面のデザイン必須 ※データでの応募は不可
- 作品の裏面に応募必要事項記入票を貼付。(キャラクターにプロフィール等の設定があれば記載してください。書ききれない場合は追加で別紙に記入し、裏面に貼り付けてください。)

応募点数の制限

- 応募作品は、一人3作品まで ※応募用紙1枚につき1作品

入賞作品発表

- 平成28年8月頃に発表予定
※ただし時期が前後する場合がございます。

賞金

- 最優秀賞(採用作品)1作品…賞金30万円
- 優秀賞2作品…賞金各10万円

※該当者が中学生以下だった場合は、図書カードを進呈いたします。

採用作品
賞金
30万円!

選考と入賞連絡について

- マスコットキャラクター(愛称・イラスト画)は、主催者と有識者で構成する選考委員会が選考します。なお、入賞候補者には選考の一環として、本事務局よりご登録された連絡先宛てにご連絡させていただきます。ただし、入賞を確約するものではないことをご承知ください。
- 本事務局より、ご登録された連絡先宛てに入賞をご連絡いたします。
- 入賞者以外への選考結果通知は行いません。また、選考内容・選考結果に関する質問は一切お答えできませんので、あらかじめご了承ください。
- 海外への賞金の発送等は致しかねます。この場合、入賞の権利を無効とさせていただきますので、ご了承ください。
- 入賞、賞金に関する権利を第三者に譲渡することはできません。

応募先:連絡先

『「井伊直虎ゆかりの地 浜松」マスコットキャラクター(愛称とイラスト画)大募集!』事務局
浜松市 産業部 観光・シティプロモーション課
〒430-8652 浜松市中区元城町103-2 tel.053-457-2293
※受付時間 8:30~17:15 / 祝祭日を除く平日(月~金)



応募規約

- この応募規約は、浜松市が主催する「井伊直虎ゆかりの地 浜松」マスコットキャラクター(愛称とイラスト画)大募集!(=「マスコットキャラクター募集」)に関する条件を規定することを目的としています。
- 「マスコットキャラクター募集」にご応募いただく際には、応募規約をよくお読みいただき、同意いただける場合に限り主催者の指定する方法でご応募ください。なお、ご応募いただいた時点で応募規約に同意したものとみなします。
- 主催者は応募規約の全部または一部を応募者に事前に通知することなく、任意に改定することができるものとします。この場合、改定の効力は、浜松市公式Webサイトに掲示した時点で生じるものとします。
- 浜松市公式Webサイト(<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/>)

応募にあたっての注意事項

- 応募作品(愛称とイラスト画)のデザイン画の元データ(フォントデータ、イラストレーターデータ等)は、審査が決定するまで保管し、本事務局から要望があれば提出をお願いいたします。
- 応募作品は返却いたしません。
- 応募作品の制作・通信費・応募にかかる費用はすべて応募者のご負担となります。
- 応募作品の受付・受領の連絡はいたしません。
- 応募作品は提出後に修正・撤回することはできません。
- 応募作品は、主催者の都合により変更・修正する場合があります。
- 応募者は、主催者および本事務局の運営方法に従うものとし、運営方法について一切異議を申し立てないものとします。
- 第三者から権利侵害等の申し出があった場合や、トラブルが生じ、また、訴訟等が提起された場合は、応募者自らの責任と費用で解決するものとし、主催者は一切の責任を負いません。なお、これにより、主催者が損害を被った場合は、損害を賠償していただきます。
- 応募作品の全部または一部が商用利用されていないことを予め保証していただきます。
- 応募必要事項記入票のご記入内容に不備がある場合やご連絡が取れない場合等は、入賞の権利を無効とさせていただきます。

個人情報の取り扱い

- 応募者および入賞者からいただいた全ての個人情報は、主催者がお預かりし、「マスコットキャラクター募集」における運営、賞金の発送・表彰、入賞者への諸連絡、個人を特定しないデータの集計・分析、応募状況の集計・公表にのみ使用し、その他の目的では使用いたしません。また、主催者は、当該業務の委託に必要な範囲で業務委託先に提供する場合を除き、個人情報を応募者に断りなく第三者に提供いたしません。応募者の個人情報は、「マスコットキャラクター募集」終了後、主催者および業務委託先にて、責任をもって廃棄いたします。
- 応募者からの応募作品の公表や入賞者の発表の際には、応募者・入賞者のお名前を公表することがあります。あらかじめご了承ください。
- その他個人情報の取り扱いについては浜松市個人情報保護条例に基づく、個人情報保護制度にのっとり、適切に管理、運用いたします。

「マスコットキャラクター(愛称・イラスト画)募集」の変更・中断・停止・終了について

- 主催者は、以下に定めるいずれかの事由をはじめ、やむをえない事情が生じたとき判断する場合には、応募者に事前に通知することなく、「マスコットキャラクター募集」を変更、中断、停止または終了することができるものとします。これにより応募者が不利益を被った場合といえども、主催者は、主催者に故意または重過失のない限り損害賠償義務およびその他一切の責任を負わないものとします。
- 火災、停電または通信環境の悪化等により「マスコットキャラクター募集」の提供ができなくなった場合
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災地変、暴動、労働争議、官公署の命令等により「マスコットキャラクター募集」の提供ができなくなった場合
- その他「マスコットキャラクター募集」の開催、継続が困難であると主催者が判断した場合

禁止事項について

主催者は、応募者が「マスコットキャラクター募集」への応募に際して以下のいずれかに該当する行為を行っているとき判断した場合、または応募規約に違反した場合、何ら通知することなく応募者による「マスコットキャラクター募集」の応募を禁止又は無効、ならびに選考の対象外とすることができるものとします。ただし、主催者は、かかる行為の有無を探知する義務または責任を負うものではありません。

- 主催者、他の応募者その他の第三者の権利・利益を侵害する行為
- 主催者、他の応募者その他の第三者を誹謗中傷し、侮辱し、名誉、信用、プライバシー等を棄損し(主催者、他の応募者その他の第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む)、又は業務を妨害する行為
- 公職選挙法に違反する行為
- 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
- 出資、寄付、資金提供または物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
- 応募作品の全部または一部を商用利用する行為
- 主催者が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し若しくはその閲覧を勧誘する行為
- 主催者、および他の応募者その他の第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウイルス等の有害なプログラムまたはファイル等を発信する行為
- その他SNSの利用規約に違反する行為
- 公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、またはその他主催者が不適切と判断する行為

著作権等の取り扱い

- 応募作品に関する著作権(著作権法第27条および第28条に定める権利を含む)、使用权は、浜松市に帰属するものとします。

損害賠償

- 応募者は、「マスコットキャラクター募集」への参加とその結果に対して責任を負い、応募者の責に帰すべき事由により、他の応募者または第三者に損害を与えた場合、応募者の責任と費用をもってこれを解決するものとします。
- 応募者は、「マスコットキャラクター募集」への応募に関して、応募者の責に帰すべき事由により主催者に損害を与えた場合、主催者が被った損害を賠償するものとします。

準拠法・裁判管轄

- 応募規約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈されるものとします。また、「マスコットキャラクター募集」に関連して生じた紛争は浜松地方裁判所の専属的合意管轄に属するものとします。